

ステップアップ助成金 Q&A

1. 応募資格

Q : 「公益的」の意味は？

A : 団体の構成メンバーや会員を超えた「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること」を言います。自己の利益や特定の企業・団体の利益にのみ貢献することは「公益的」とは言えません。

Q : 団体規約がありませんが、必ず必要ですか？

A : 助成金を交付する上で、団体の活動目的・所在地等の事項について確認するために、提出が必要となります。

Q : 「活動の拠点が市内にあり、かつ市内において活動を行っていること。」とありますが、他の市町村でも活動していますが申請できますか？

A : 主な活動拠点が市内にあり、事務所または事務所に準じる連絡先の所在地が市内であれば申請できます。

Q : 対象団体の要件に「5人以上の市内在住・在勤・在学者で主に構成されていること。」とありますが、どの範囲までが構成員なのですか？

A : 団体の正会員が5人以上いることが必要です。賛助会員等は含みません。

Q : 書類提出期間中に前年度事業報告書及び前年度収支決算書が団体で決定していないのですが、どうしたらよいですか？

A : 見込みの事業報告書及び収支決算書で構いません。

Q : 自治会員を対象として新たな事業を始めたいのですが、自治会は対象団体になり得ますか？

A : 自治会も対象団体になり得ますが、助成対象となるのは、「すでに行っている任意団体又は特定非営利活動法人」であり、不特定多数の利益の増進に寄与する活動を行う団体です。自治会で実施する事業の対象者が自治会内や一部地域に限定される場合は、対象になりません。

Q : 「すでに行っている任意団体又は特定非営利活動法人」とありますが、団体設立日の基準はありますか。

A : ステップアップ助成金は、いままでに行ってきた事業の拡大や新しい事業を始めたいと考えている団体に助成金を交付するため、令和5年4月1日を基準日として設立後1年間を経過していない団体は対象となりません。

対象となる団体は、令和4年3月31日以前に設立した団体が対象となります。

2. 対象事業

Q：文化・芸術・スポーツのサークル活動やクラブ活動は申請できますか？

A：会員同士で楽しむためではなく、不特定多数の市民に直接影響を与える発表の場（音楽会・絵画展・スポーツ大会等）や教育の場（教室・講座等）の開催事業等であれば対象となりますが、その大会や講座等を主催する場合に限りです。他団体が主催する大会に参加するだけでは対象になりません。

Q：新たな事業とはどのようなものですか？

A：団体のステップアップを支援することを目的としています。そのため、これまで自己資金で行ってきた事業を単に継続するだけでは新たな事業とはなりません。例えば、すでに行っている事業の回数を増やすだけでは新たな事業とはなりません。

Q：同一事業で他の助成金申請を平行して申請することはできますか？

A：国・県・市町村の助成や行政関連団体（自治体からの補助金等で運営されている団体）の財政的支援を受ける事業は、この助成の対象となりません。

今回申請する助成事業について、別の助成が決定した場合には、辞退していただくこととなります。

ただし、企業・民間財団の助成金等については、この限りではありません。

その場合は、助成等を受ける旨を明記してください。

Q：1団体で複数（2件以上）の申請は可能ですか？

A：複数申請はできません。申請できるのは、1会計年度当たり1団体1事業です。

また、助成金を受けた翌年度は、助成金の申請はできず、最低でも1年以上の期間をあけてからの申請となります。

Q：審査はどのように行われますか？

A：書類審査・公開プレゼンテーションとも、熊谷市市民活動推進庁内会議で審査します。

委員は、市民部長が委員長で、関係課長が委員です。

3. 助成対象期間

Q：対象期間が令和5年6月1日から令和6年3月14日までの期間内とありますが、それ以前に始まる事業や終了せずに継続する事業はどのようなのですか？

A：事業期間以前からの準備や事業終了後の継続も考えられますが、申請いただく事業は交付決定日から3月14日までで完結していることが必要です。

なお、できるだけ3月上旬までに実績報告書が作成できるような計画をしてください。

4. 助成金の支払いについて

Q：助成金は現金でもらえますか？

A：団体名義の口座に振込みます。個人名義の口座は使用できません。

Q：助成金の支払いはいつになりますか？

A：事業完了後になります。

次のような流れになります。

① 事業終了後14日以内に実績報告書の提出

↓

② 提出のあった実績報告書の内容を審査

↓

③ 審査後に助成金額を確定し、確定通知を団体に送付

↓

④ 確定通知を受け取った団体は、請求書を提出

↓

⑤ 請求書を受け取った日より1カ月以内に団体へ助成金を交付

※ ただし、助成事業完了前までに交付決定額の80%を限度額として、概算払いもできます。

Q：事業を実施した結果、当初申請より費用が減ったのですが、どうすればよいですか？

A：事業内容の変更を伴わない費用の減であれば、実際にかかった費用で作成し、提出してください。助成金の額は、実際にかかった費用に減額し、交付することになります。

Q：事業を実施した結果、当初申請より費用が増えたのですが、どうすればよいですか？

A：事業内容の変更を伴わない費用の増であれば、実際にかかった費用で作成し、提出してください。ただし、助成金の額は、交付決定額から増額しません。

Q：セミナー等の事業を実施し、参加者から参加費を徴収する場合、予定した参加者数と実際の参加者数が異なったときには、実績報告書を提出した段階で助成金額を調整してくれるのですか？

A：事業完了後の実績報告による精算において、事業による収入が当初見込みを上回り、収入が助成対象経費を超える場合は、上回った額の分、助成金を返還していただくこととなります。また事業収入が当初見込みを下回り助成対象経費に満たない場合は、団体の自己資金で補填していただくことになり、助成金が増額されることはありません。

5. 助成対象経費

Q：交通費、通信費、人件費など、通常の活動費と助成対象事業の経費を明確に分できない場合がありますが、どのように記入すればよいのでしょうか？

A：今後実施する事業の経費であることを説明できるようにしてください。そうでないと、

助成対象経費として認められない場合があります。
詳細は「手引き P 5 助成対象経費」を参照ください。

Q：ホームページ作成を業者に委託することは、助成対象経費として認められますか？

A：事業内容の一部としてホームページ作成がある場合は、業者への委託料も助成対象経費として認められます。

Q：情報誌の作成に当たり、企業の広告を載せ、企業に広告費を支払ってもらってもいいですか？

A：広告収入（事業収入）を得ることは可能です。

Q：団体の会員が講師となる場合、謝金を支払うことはできますか？

A：謝金を支払うことはできますが、金額については外部講師と比較して、常識の範囲内で設定してください。

Q：助成金は助成対象経費全額分支払われますか？

A：助成金額は、助成対象経費に補助率を乗じて求めます。補助率は、経費に 100 分の 75（3/4）であるため、残りの 1/4 は団体が負担することになります。

6. その他

Q：事業内容や書類作成に当たり、相談することは可能ですが？

A：助成金申請を検討している団体は、令和 5 年 3 月 14 日から 3 月 31 日までに、事業内容及び計画等について聞き取りを行いますので、必ず窓口にてご相談ください。

Q：活動を行うに際し、保険に入ったほうがよいですか？

A：熊谷市では、安心して市民活動が行えるように、万が一の事故に備えた保険制度「熊谷市市民活動補償制度」を設けています。申請書は、市民活動推進課及び熊谷市ホームページに掲載しております。申請書の受付は、活動内容に係る担当課となります。担当課が不明な場合は、市民活動推進課にご相談ください。

Q：ステップアップ助成金対象事業になると、なにか優遇措置はありますか？

A：市報での広報ができます。ご希望の場合は、イベント等実施日の 3 ヶ月前までに、市民活動推進課へご連絡ください。ただし、紙面の都合上、ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。

参考

熊谷市市民活動補償制度（熊谷市ホームページ）

<http://www.city.kumagaya.lg.jp/kurashi/shimin/shimin/shiminkatsudohoken.html>

